

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟公式ユニフォーム着用規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（以下「パラ陸連」という）が派遣する日本代表選手団の統一を図るために支給するスポーツウェア（以下「公式スポーツウェア」という）の着用基準を定めるために制定する。公式スポーツウェアは競技時着用するユニフォームをはじめ、ウォームアップ時に着用するスポーツウェア、シャツやパンツを意味する。

(着用の規定)

第2条 パラ陸連日本代表選手団として国際競技大会に参加する者（以下「代表選手」という）は、その自覚と誇りを持って公式スポーツウェアを着用しなければならない。

2. パラ陸連が推薦し、日本パラリンピック委員会が派遣する、国際大会（パラリンピック、アジアパラ大会等）においては、日本パラリンピック委員会の定める、ユニフォーム規程を遵守する。

3. 代表選手は、以下の行事に参加する際、公式スポーツウェア着用しなければならない。

①大会期間中（出発から帰国まで）

ア) 試合、練習、表彰、選手村、報道取材等においては、公式スポーツウェアを着用しなければならない。但し、選手村宿泊棟内は除く。

イ) 結団式、解団式等大会期間中に行われる公式行事においても、公式スポーツウェアを着用しなければならない。

②大会期間中以外

ア) 公的機関及び選手が所属する団体等が主催する、壮行会、祝賀会表、表彰等の行事。

③その他、パラ陸連が公式スポーツウェア着用を指定した行事に参加するとき。

4. 代表選手は、パラ陸連主催の報告会、公的機関への表敬訪問、商業色のない学校訪問や体験会等、教育に資する事業に参加する場合は、公式スポーツウェアを着用することができる。

5. パラ陸連公式協賛以外の企業等での撮影、CM等の出演に公式スポーツウェア着用は認められない。（パラ陸連公式協賛スポンサー保護のため）

(保管)

第 3 条 代表選手は、大会期間中、支給された公式スポーツウェアを常に清潔に保つように心がけなければならない。

(返還)

第 4 条 代表選手として相応しくないとして日本代表選手団より除籍された場合には、直ちに支給された公式スポーツウェアを返還しなければならない。但し、有償にて購入した者については、その着用を禁止する。

(禁止事項)

第 5 条 公式スポーツウェアは、第三者に譲渡ならびに貸与してはならない。

2. パラ陸連が許諾する以外の商標・ワッペン・マーク等を公式スポーツウェアにつけてはならない。
3. 代表選手は、公式スポーツウェアをパラ陸連の許可なく販売、または商業的なオークションに出品してはならない。
4. 第 2 条 2 項から 4 項に規定する内容以外の用途で公式スポーツウェアを着用してはならない。

(届出の義務)

第 6 条 公式スポーツウェアを紛失、盗難または破損、汚損した場合には、速やかにパラ陸連へ届出なければならない。

(支援役員等の着用)

第 7 条 パラ陸連が日本代表選手団の支援役員等に認定した者の服装についてもこの規程を準用するものとする。

(その他)

第 8 条 この規程に特に定めのない事項については、パラ陸連の取り決めに従うこと。

付則

この規程は平成 30 年 1 月 1 日施行